

中小企業ちば

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（2月）

平成30年1月23日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
2/ 5	月	組合等新分野開拓支援事業 対象：商店街振興組合柏二番街商店会	商業連携支援部 ☎043・306・3284
2/ 7	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉民医連事業協同組合	商業連携支援部
2/7、14	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県化粧品小売協同組合	商業連携支援部
2/17	土	連携組織活性化研究会 対象：千葉県自動車整備商工組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
2/17	土	青年部研究会 対象：千葉県自動車車体整備協同組合	工業連携支援部
2/21	水	連携組織活性化研究会 対象：協同組合シー・ソフトウェア	商業連携支援部
■ 組合等基盤強化事業			
2/26	月	創業・連携推進事業（組合制度普及講習会） 対象：東葛六市レストランサミット	設立支援部 ☎043・306・3285
■ 金融対策・支援			
2/13	火	金融懇談会 株式会社商工組合中央金庫千葉支店	工業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
2/15	木	ふさの国商い倶楽部 総会	商業連携支援部
■ 全中補助事業			
2/ 9	金	平成29年度外国人技能実習制度適正化事業 第2回適正化講習会 対象：外国人技能実習生共同受入事業実施組合	設立支援部
■ 団体支援事業			
2/ 6	火	平成29年度商業四団体合同新春講演会及び賀詞交歓会	商業連携支援部
2/8	木	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：館山市商店会連合会	商業連携支援部
2/ 9	金	千葉県異業種交流融合化協議会 知財ビジネス研究会	工業連携支援部
2/14	水	千葉県異業種交流融合化協議会 農業交流研究会	工業連携支援部
2/16	金	平成29年度 情報連絡員会議	経営支援部 ☎043・306・3282
2/16～17	金、土	第2回関東甲信越静岡ブロック青年中央会代表者会議	工業連携支援部
2/19	月	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：習志野市商店会連合会	商業連携支援部
2/23	金	千葉県異業種交流融合化協議会 広域交流会	工業連携支援部
2/23～24	金、土	千葉県商店街連合会 視察研修 (モトスミ・プレーメン通り商店街振興組合)	商業連携支援部
2/27	火	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第11回通常総会	経営支援部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補 助 事 業 名	平成28年度連携組織活性化研究会事業		
対 象 組 合 等	習志野台商店街振興組合		
	▼組合データ		
	理 事 長	天 羽 しづえ	住 所 船橋市習志野台2-6-11
	設 立	昭和 60 年 3 月	業 種 小売業、サービス業中心の異業種
テ ー マ	組 合 員	61人（平成29年12月1日現在）	
	『こだわり宣言』の新たな展開に向けて		
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部（Tel 043-306-3284）		
専 門 家	Eマネージメント研究所 所長 江波戸 勝（中小企業診断士）		

背景と目的

船橋市習志野台地域は昭和30年代後半から住宅開発が急速に進んだ地域で、半径1キロ圏の人口は4万2千人が居住する市内屈指の商圏を有しています。

平成8年に東葉高速鉄道が全線開通したことに伴い、北習志野駅がターミナル化し、東京圏へ直通電車が走るようになってからは居住地域として利便性が向上し、新住民が増加していく一方で、大型小売店や大手チェーン飲食店などが進出してきており、当初からの地において商売を営んできた専門店の存在そのものの影が薄くなってきたいました。

このようなことから平成11年に、組合員の各店がとっておきの商品やサービスを、自信を持って地域の皆様にお奨めする運動として『こだわり宣言』を行ってきました。

しかしながら、この取り組みも15年という年の経過とともに、物販店の減少により、参加店は当初の29店舗からここ数年は19店舗に減少してきてしまいました。このようなことから、連携組織

活性化研究会事業は、単なる販売促進のためのチラシ作成にとどまることなく、商店街として行う他のイベントとも連携させ、参加各店のこだわりを地域の皆様に広く知っていただく方策を検討していくこととしました。

これまでの主な活動内容

組合活動は、全蓋アーケードのかかった広場（愛称・JuJu広場）をメイン会場にして行うイベントを中心に、近隣の商店街と連携しながら次のような活動を実施しています。

6月～7月 中元売出し
7月 市民まつり北習志野会場として各種イベント実施・JuJu広場にてビアガーデン実施

10月 ハロウィンまつり
11月 自衛消防隊防災訓練

11月～12月 歳末大売り出し
2月又は3月 こだわり宣言と連携した『きたなら

元気！』の実施

隔月第4日曜日 駅前大通りを歩行者天国にしてイベント実施（12月・1月を除く）

特に、隔月第4日曜日に行うイベントは、地域コミュニティの形成を意識した活動を中心に行っています。

また、毎年10月の歩行者天国の日曜日に行っているハロウィンまつりは、隣接するビアーレきたなら商店会と連携して行っているイベントです。

JuJu広場を起点として両商店街内を仮装した親子連れがパレードするもので、毎年500人～600人の参加者で賑わいを見せています。



（ハロウィンパレード）

事業の活動内容

各店のお奨めの商品やサービスを『JuJuのこだわり宣言』として



(こだわり宣言チラシ：内面)



(こだわり宣言チラシ：外面)

チラシにまとめ、例年同様にコミュニティ紙を通して地域内の各世帯に配布しましたが、更なる周知を目指して次のような取り組みを行いました。

【JuJuきたならお茶会の開催】

毎年2月下旬から3月上旬にかけて行われている「船橋アリーナのひなまつり」と連携して、雛飾りを見に来た住民の皆さんに、無料の「お茶」の接待をするというおもてなし事業で、その際のお茶請けとして、チラシ掲載商品の中のお菓子を選んで提供しました。提供したお菓子の評判はよく、こだわり宣言のチラシを改めて読んでいるお客様も見受けられました。



(来場者への接待)

【きたなら元氣！の開催】

こだわり宣言をPRすることを目的に、地域団体の方々の協力を得て「きたなら元氣！」を行いました。

「きたなら元氣！」は、参加者に「きたなら元氣参加証」を配付し、参加証を持っているお客様が商店街内の8店舗で赤いリボンを付けている店員さんを見つけ、その店員さんと「きたなら元氣！」と掛け声をかけながらハイタッチするゲームです。



(参加者受付)

店員さんとハイタッチしたお客様の参加証にハンコが押され、ハンコが6個貯まった参加者には、各店が提供してくれたこだわり商品が抽選でプレゼントされる仕組みとなっています。

本事業は、各店のこだわり商品の周知による買い物機会の向上を

図ることと、参加者及び地域団体の皆さんとお店の方々との交流を深めることを目的として毎年行っており、本年度は130名の参加者が街なかを巡り歩き、「きたなら元氣！」と呼びかけあっていました。会場では、地域団体の皆さんによる街行く人々へのお汁粉の接待も併せて行われました。

今後の事業展開・展望

これらの結果を踏まえて、商店街としてのこだわり宣言が、更に地域に浸透し、参加店の売上向上はもとより、新規にテナント出店してきている店舗などへの働きかけを行って、地域での商店街の存在価値を高めていくことを目指しています。

また、組合事業の目的として地域コミュニティの強化を図っていくことは今後とも変わることはありませんので、地域の子供たちを対象にした食育事業を中心としながら、年間を通して商店街を舞台に活動を展開し、地域と共に生きる商店街の実現に努めていきたいと考えているところです。

(江波戸 勝)

テーマ 災害への対策・対応

災害協定に基づく災害対策の実行と訓練の持続

宮城県石油商業協同組合

実際に震災を経験したことにより課題が明確になり、行政の認識とも一致したうえで、より確で具体的な対策が講じられることになった。

背景と目的

東日本大震災の際には、石油製品の供給ができなくなった。製油施設が破壊され、多くのガソリンスタンドでは電気の供給が止まり、地下タンクからの汲み上げができない状況になった。組合では、宮城県沖地震を想定して県と災害協定を結び有事に備えていたが、想定を超える被害を受けた反省から、災害対策の見直しを行うことになった。

事業・活動の内容と手法

災害時に県の災害対策本部と連携し、緊急車両や支援助物資の搬送に必要な車両燃料の優先供給とそ

のための備蓄の推進並びに医療施設や行政庁舎、避難所施設等への石油製品の供給、SS稼働状況等の情報提供、災害対策本部への情報提供連絡員の派遣、支援助物資の提供や施設の供与等を行う協定を結んでいる。

具体的には、中核SSや小口燃料配送拠点では常に一定量の燃料を備蓄し、災害時に緊急車両等への優先供給を行う。また、被災地の行政施設や医療施設等への石油製品の緊急配送及び仮設給油所の設営等を自衛隊と協力して行うこととしている。更に、実効性を高めるための定期的な情報伝達訓練や搬送に係る実地訓練の実施、必要設備の確保等を実施している。

組合では台風などの震災以外の災害への対応も研究しており、地域の災害対策拠点としての精力的な活動が行政や消費者などに認められ、業界全体の信頼性が一層高まることを期待している。

成果

災害時における石油製品の供給は重要な使命であることの認識は強くあったものの、実際に震災を経験したことにより課題が明確になり、よりの確な対策が具体的に講じられることになった。行政の認識とも一致し、この対策は全国に普及しつつある。



東日本大震災時には、ハンドルを手回してガソリンを地下タンクから汲み上げた。



平成28年1月28日 宮城県と災害時協定を締結した。

宮城県石油商業協同組合

住所：〒980-0802

宮城県仙台市青葉区二日町

12番6号

設立：昭和28年5月

出資金：68,239千円

電話：022-265-1501

URL：http://www.miyagisekiyu.or.jp

業種：石油販売業

組合員：295人

組合 Q & A

「定款に定めのない方法による役員選挙の是非」について

QⅡ当組合では、このたび通常総会において、任期満了による役員改選を行なうことになっているが、次の点について疑義があるのでご教示願いたい。なお、当組合の定款では、役員の選出方法は、無記名投票制又は指名推選制となっている。

総会当日に組合員の一部が指名推選制に反対することが予想されることから、このたびの役員改選に限り、立候補制により役員を選挙したいと考えているが、現行定款のまま行っ差し支えないか。

「A」役員の選出方法については、中協法第35条に定められているが、組合の役員は、総会（総代会）において選出することになっており、役員の選出方法には、大別して「選挙」と「選任」の2つの方法がある。「選挙」は、1組合員1票の「無記名投票」をもって行うことを原則としているが、総会の出席者全員に異議のない場合は、例外として「指名推選」の方法

法によって行うことが認められている。貴組合の役員選出方法は、これに該当する。

定款に定めのない方法による役員選挙の是非については、中協法では、役員選挙は「定款の定めるところにより」行わなければならないこととされており（第35条第3項）、このため、第33条において、役員選挙に関する規定を定款の絶対的必要記載事項と定め、選挙の有効、無効に係る基本的手続きな

いし方法について定款への記載を義務づけている。

したがって、無記名投票制、指名推選制、立候補制のいずれの方法を採る場合であっても、あらかじめその旨の規定を定款に定めておくことが要件となり、よって、定款に定めのない方法による役員選挙はできないと解される。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

延滞している賦課金の会計上処理について

QⅡ延滞している賦課金は会計上どのように処理すべきか？

「A」納期の到来した賦課金の未収

額は、その都度あるいは少なくとも決算期末には未収賦課金として計上し債権の所在を明確にしなければなりません。総会決議により確定している債権ですから、税務上も計上の必要があります。

その後その未収計上額が回収不能に陥れば貸倒損失の処理を行います。また、回収不能に陥る前に諸般の事情を勘案して賦課金支払いを免除するのであれば、理事会等の議決を経て支払免除通知書を発行して免除を行います。

会計事務所から提供される決算書類が一般の会社決算に用いるものであった際の対応について

QⅡ決算と申告は会計事務所に委託して行っているが、提供される決算書類に財産目録と剰余金処分案はなく、株主資本等変動計算書が入っているが？

「A」一般の会社の決算に用いる決算書類が提供されています。組合会計基準によれば財産目録は必須の財務書類であり、剰余金処分案なしには定款規定に従った剰余金処分も不能です。

一般の会社では財産目録の作成は不要とされた経緯はありますが、組合会計基準が引き続きその作成を求める趣旨を理解し、剰余金処分案とともに必ず作成しなくてはなりません。

平成29年度組合運営講習会テキスト
組合事務局の会計・税務Q&Aより転載

組合士検定にチャレンジ!!

○記述問題からの出題○

【問】法定脱退の要件をあげるとともに、脱退の時期について自由脱退との相違を説明せよ。

《解答》法定脱退は、組合員資格の喪失、死亡又は解散、除名等、法定された事項に該当するに至ったときに成立し、組合員の意思は問題にはならない。脱退の時期は、その事実が発生した時である。自由脱退が年度末時点であるのに対し、法定脱退は年度途中に成立する。

テーマ 食品冷蔵庫用のLED照明の開発

東松戸商店会協同組合 組合員企業

株式会社ペンタクト

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の作成支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のいきなりは？

当社は、平成19年5月に創業し、11月には「株

式会社ペンタクト」として法人化しました。現在は、メイドインジャパンにこだわったものづくりを目指して、取引先からの様々な要望に応えたLED照明の新製品を開発し、製造、卸販売等により事業を実施してきております。当社の製品としては、出光のガソリンスタンドのサイン灯として6年間の採用実績があります。この度、さらなる経営の向上を図るために経営革新計画を申請しました。

テーマは？

1. テーマ

『食品冷蔵庫用のLED照明の開発』

2. 計画期間

▽平成27年11月～平成31年9月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

●従来の問題点

LED照明は、従来の蛍光灯等と比較して消費電力の大幅な削減が期待できることから急速に市場が広まり、今まで照明とは関係が少なかった半導体・電子部品分野等・幅広いメーカーが照明分野に参入しております。

店舗の省エネが進む中で、冷蔵・冷凍ショーケースには従来、蛍光灯が使われています。蛍光灯は、お肉や野菜を美しく見せることができる演色性には優れている反面、消費電力や紫外線と発熱による食品の劣化や寿命によるメンテナンスなどの問題が発生しています。そのためスーパーマーケットなどの顧客よりLED照明に変えられないかという声が多くあります。

しかし、一般的なLED照明では、演色性が自然光に比べRa80程度であり、蛍光灯と同じくらいの可視光線の赤色の領域が出ないために赤がくすんで見えるなど商品を美味しそうに見せることが難しく、そのため、白色発光による鮮明な赤色発色が必要不可欠であるなど課題があった。

○新たな取り組み

そこで当社は、課題を解決するため以下の特徴をもったLED照明の開発に取り組み。

（1）青の発光ダイオードに蛍光粉を配合し白色発光で演色性の高いLED照明をLGエレクトロニクス社と連携し開発します。この蛍光粉による可視光線の赤色の領域（波長が660nm）を可能とすることができ

ように配合したものであります。具体的にはSr（ストロンチウム）などの発光元素の配合を検討しており、赤の発色性を高める工夫を行います。

※LED照明の蛍光粉の一例

表2. 各種白色LED用蛍光体
Typical phosphors for white LEDs

発光色	蛍光体	励起光源	
		青色励起	近紫外励起
青色	$\text{Sr}_{10}(\text{PO}_4)_6\text{Cl}_2:\text{Eu}$	—	○
青色	$(\text{Sr},\text{Ba},\text{Ca})_{10}(\text{PO}_4)_6\text{Cl}_2:\text{Eu}$	—	○
緑色	$(\text{Ba},\text{Sr},\text{Mg})_2\text{SiO}_4:\text{Eu},\text{Mn}$	○	○
緑色	$\text{Sr}_3\text{Si}_3\text{Al}_3\text{O}_{12}:\text{Eu}$	○	○
緑色	$3(\text{Ba},\text{Mg})\text{O} \cdot 8\text{Al}_2\text{O}_3:\text{Eu},\text{Mn}$	—	○
黄色	$(\text{Ba},\text{Sr},\text{Mg})_2\text{SiO}_4:\text{Eu},\text{Mn}$	○	○
赤色	$\text{Sr}_2\text{Si}_3\text{Al}_3\text{O}_{13}:\text{Eu}$	○	○
赤色	$\text{La}_2\text{O}_2\text{S}:\text{Eu}$	—	○

Sr：ストロンチウム
P：リン
O：酸素
Mn：マンガン
Eu：ユーロピウム

Ba：バリウム
Ca：カルシウム
Mg：マグネシウム
Mn：マンガン
Si：ケイ素

Al：アルミニウム
N：窒素
La：ランタン
S：硫黄

(2) 光の三原色（白色の光を合成するための波長）に基づき、赤の発光ダイオードに青緑の発光ダイオード（スタンレー電気（株）特許品）を組み合わせて最適な色を選定し、演色性がRa90以上の赤色の領域の波長に対応した白色発光による鮮明な赤色表現を可能としたLED照明を開発します。

これらの2種類の開発品は、紫外線や発熱を抑えるための独自構造とし照射角度を狭角にして光の拡散性を抑え、熱交換率を良くした省エネ型製品（T5（管径16mm）、T6（管径19mm））を作製します。

今後の事業展開は？

今後については、電気料金の高騰が続くことが予想されるが、これらの設備は約12時間365日稼働しており、LED化することで環境温度が下げられ、なお一層の省エネに貢献出来ることからますますLED照明のニーズは高まり、市場が拡大することが予想されることで、生産は伸びるものと思われまます。開発後は、特許申請を行い、また商品価格を抑えるため海外での生産体制を確立させ、品質管理を徹底し、安定供給を実現いたします。また、商品をPRするための展示会等へ積極的に出展し、需要拡大に繋げ、新規の顧客の獲得と売上増加を図ることを目指します。

社長さんの一言

経営革新計画承認から早3年目を迎えました。「美味食」の商標と共に製品の販売活動を行ってまいりましたが、光の表現の難しさこそ



T5 (LED) T6 (LED) 蛍光管



企業プロフィール

【団体名】 東松戸商店会協同組合
【企業名】 株式会社ペンタクト
【代表者】 近藤 武夫
【所在地】 松戸市八ヶ崎2丁目2番地5
【電話番号】 047-710-5351
【従業員数】 2名
【業種】 電球・電気照明器具製造業
【URL】 <https://www.pentacto.jp/>
【承認年月日】 平成27年10月30日
【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

中央会から

の多様化が望まれ、現実にはあてがいがぶちの製品化では対応が難しい事を知りました。半面、その多様化に対応する開発過程で、新たな製品が生まれてきました。それは、食品用現場と医療用現場の両方へ対応する製品です。両者共に対応できる製品は無く、今後の展開が望まれ有望な状況になりました今ではスーパーゼネコン様に開発費の援助を頂き前進しています。又CBC（株）と提携出来た事で大手スーパーにも対応できるレンタル事業もスタートしたことで、設備の改善予算を取らなくても、手軽に対応できるシステムで今回はヨークマート様やイオングループへの導入計画もスタートさせられる運びとなりました。本年は躍進の年となる様に全社を挙げて対応いたします。

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します ☎043-33063282

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成29年12月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は4から6に増加。「減少した」業種は6のまま変化なし。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は14から12に減少。「減少した」業種は5から6に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は3から7に増加。「悪化した」業種は10から9に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は3から5に増加。「減少した」業種は8から5に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から6に減少。「減少した」業種は11から10に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は5から7に増加。「悪化した」業種は15から12に減少。

製造業

漬物製造

【県内全域】

原材料、添加物、運賃値上げが続く、コストアップは避けられない。

酒類製造

【県内全域】

酒造りのシーズンに入り、売上は前月比増加(3ヶ月連続)した。また、前年同月比は変わらなかった。

製材

【県内全域】

一時的な感じだが、平均単価が上がった感がある。

製材

【木更津】

12月ロシア材船1隻入港したが、在庫数量は減少している。

印刷

【県内全域】

業界は低迷が続いており、M & Aの動きが盛んである。

鉄工

【千葉】

オリンピック関連に加えインフラ整備関連での引き合いも堅調で素材加工、組み立てなど良好な状態が続いている。オリンピック後の落ち込みを懸念する声もあり、受注環境良好な間に新素材や新たな加工技術に取り組み始めた組合員も見受けられる。

機械部品製造

【野田】

今季早い段階からの寒波の影響

により、前年同月比、前月比、共に売上、利益がアップしている。

全体的に景気が上向いている感が更に強くなった。

機械部品製造

【流山】

原油価格の上昇により、材料の仕入れ価格に影響が出ている。

機械部品製造

【柏】

業種・業態により違いと変化に差がある。また、大手得意先は順調に推移している。

金属製品製造

【船橋】

建設関連の建機は2018年も増産が見込まれる。

採石

【県内全域】

横浜市南本牧の工事についてその都度説明を受けるが、工事が進んでいない。

土砂採取

【県内全域】

オリンピック特需の影響から少しずつ出荷の伸びは僅かであるが、改善傾向にある。しかし、依然として低迷している地域もある。

非製造業

総合卸売

【千葉県・東京都】

【漬物製造卸】今年の冬は例年以上に原材料の根菜・葉物野菜価格が高騰。量的にも少なく、生産

量を十分に確保できない状況が続いている。

■建築材料卸売

【県内全域】

景況の変化について、停滞状況にある。数量について、11月12月は前年を若干上回ったが低空飛行のままであり、それなのに運転手不足、車両不足が深刻、輸送コストアップ、原燃料コストアップと複合で収益は低下している。

■自動車解体

【県内全域】

11月～12月初旬にかけ、スクラップ価格が上昇し、昨年に比べだいぶ良い状況の年末であった。

■乾物卸売

【県内全域】

景況の変化については、多少上向き傾向にある。

■卸売

【茂原】

景況の方は活発に動いているが、好景気とは言えそうにありません。

■電気機器小売

【県内全域】

OA、白物家電に目立った売れ筋は現れず、相変わらず低迷している。4Kテレビが楽しみですが、チューナー付きが出ない現在、本格的に販売できない。東京オリンピックまで待たねばならない。

■青果小売

【千葉市】

予想通り入荷量が増えず、先月

より更に高値の取引となつてしまった。しかもあらゆる商品が値上がりし、近年にない最悪の取引条件での年末であった。金額的には、かなり伸びているが収益的にはマイナスの店舗が出ているようだ。

■小売

【東金】

ファッション関連品は、寒くなり若干よくなつてきた。日用品関連は良いところと悪いところの差が出てくる。食品関係は、相対的に良い傾向になつてきた。飲食関係は、外食機会が減ってきている傾向が続いている。

■小売

【野田】

クリスマス期間中、イベントやセールを開催し、季節商品を中心に善戦したが、売上は前年比増には至らなかった。

■青果小売

【松戸】

野菜、果物（特にみかん）の品不足が影響しているせいか、全般的に値段が高かったため、暮れの客足が例年になく落ちた。

■小売・サービス

【柏】

12月は特別な月であるが、周辺の大形ショッピングセンターの影響がかなりジワジワと効いてきている当商店会だけではなく近隣商

店会すべてが厳しい状況となつている模様。やはり施設等で勝るSCへ車で行ってしまう現実がある。積極的に催事は行っているがなかなか売上増に結び付かない。

■建設揚重

【県内全域】

全般的に前月より上昇傾向にある。

■遊覧船

【鴨川】

海水温の上昇により、年々、風波が強くなっている。それに伴い、欠航が増えて、乗船客の減少となつている。

■一般廃棄物処理

【千葉】

繁忙期の為、若干良い状況ではありましたが、昨年同様の結果となりました。中国への古紙輸出の動向を含め、2018年に向けて不安要素を抱えながら迎えた年末となりました。

■土木建築サービス

【県内全域】

景況の変化について、金融緩和であふれるマネーがあらゆる資産に流れ込み、世界30か国以上の株価指数が最高値を更新、世界同時好況と低金利の併存が「熱狂なき全面高」を演出している。

こうした世界経済を背景に、我が国の7～9月期GDP改定値は年率2・5%増とプラス成長が7四半

期連続（29年ぶりの長さ）となり、12月日銀短観の景況感も5期連続の改善を示しており、現在の景気回復局面について「少なくとも消費増税が予定される2019年10月頃まで続く」と考える企業経営者が75%に上り、戦後最長の景気拡大期間更新（73ヵ月）も視野に入るとの強気の見方（超低利で推移してきた金利にリスクの芽の指摘も）が報道されている。

■建物サービス

【県内全域】

前年度に引き続き、大型イベントの受注有。

■建設

【県内全域】

組合員による12月の県内公共工事の落札結果は、254件5,216百万円となった。件数では前月比プラス54件だが、落札額では△5,159百万円の減少となった。また前年同月比でも、△2,454百万円の減少となっている。4月から12月の累計では2,076件77,197百万円の落札額となり、前年同期比で△18,087百万円の減少となっている。

■輸出入

【県内全域】

12月の売上は前月比、及び前年同月比は不変であった。

経営革新計画の策定支援について

～中小企業の皆さまの経営革新（新たな取り組み）を支援します～

本頁について、組合員の皆さまへ周知していただきますようお願い申し上げます。

千葉県中小企業団体中央会 経営支援部では、国等の中小企業施策を活用し、組合等連携組織に集う中小企業が“自社の課題”に挑戦する“高い志”を積極的に支援しております。

特に、「経営革新」による経営力強化、更なる成長への活路を見出すための事業化への取り組みに対しては、中小企業の新事業活動促進支援制度であります「経営革新計画（ビジネスプラン）」の策定による伴走支援を行っており、経営課題の整理や対応策の明確化、資金調達環境の整備等にお役立ていただいているところです。

従来からの事業（顧客の創造）を従来からのやり方で継続するだけでなく、新規顧客の創造に向け、競合との比較優位になり得る意欲的な取り組み（経営革新）への改革線上に使えるサポート（中央会）があるならば、これを利用しない手はございません。本支援は、経営課題の解決に最適な専門家派遣を無料で活用できるなど（※1社3回まで無料）、組合員の経営力強化を図る上で大変有用な手段となっております。この機会にぜひご活用をお勧め申し上げます。

【お願い】経営革新に関するニーズを是非お知らせ下さい（下記の質問にお答えの上、FAXにてお送り下さい。お電話でのご連絡もお待ちしております）。

※貴社の情報及びご回答内容は本事業以外に利用することはありません。また、許可なく第三者に情報を公開することはありません。

＜経営革新ニーズ調査票＞ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 行 FAX:043-227-0566

Q1. 貴社では、経営革新（新事業展開、新商品・新役務の開発・提供、設備投資による生産性向上、売上増のための独自の工夫・新たな試み等）に取り組む予定やお考えがありますか。

☐はい

☐いいえ

☐検討中

Q2. Q1. で『はい』とお答えした方にお聞き致します。新たな取り組みの内容は以下のどれに分類されますか。A～Dの中からお選びください（複数回答可）。

A. 新事業展開

B. 新商品・新役務の開発・提供

C. 設備投資

D. 業績向上に向けた自社独自の工夫等

Q3. Q1. で『検討中』とお答えした方にお聞きします。現行事業で抱えている問題点（現状と目標（あるべき姿）との差異）、或いは、その問題を解決するための課題は何ですか。

そうした問題や課題の解決策として、新たに実施したい事業アイデア等をお持ちですか。

①現在の問題点・課題

②上記①の解決策（新規顧客の創造・獲得に向けた取り組み）

※貴社の情報についてご記載ください。後日ご連絡させていただきます。

貴社名			所属組合	(業種:)
代表者名	フリガナ		記入者名	フリガナ
				(役職:)
ご連絡先	TEL		FAX	
メールアドレス				

◎問合せ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 TEL) 043-306-3282 FAX) 043-227-0566

災害発生時の心得 ～むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を～

大規模な地震等による災害が発生すると、公共交通機関が運行を停止し、自宅へ帰ることが困難になることが予想されます。

しかし、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や沿道の建物からの落下物などにより負傷する危険があるばかりでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなります。

【災害発生時には「むやみに移動を開始しない」】

- まず自分の身の安全を確保しましょう。
- 職場や集客施設等の安全な場所にとどまりましょう。
- 災害用伝言サービス*により家族の安否や自宅の無事を確かめましょう。
- 交通情報や被害情報などを入手しましょう。

* 発災直後の安否確認の手段として、災害用伝言サービスが活用できます。

災害用伝言サービスは、毎月1日や15日などが体験日となっていますので、あらかじめ使用方法を体験しておきましょう。

- 災害用伝言ダイヤル（171）
固定電話の番号あてに音声による安否情報を録音・確認できます。171をダイヤルし、ガイダンスに従ってメッセージの登録・確認をしてください。
一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS、スマートフォンから利用ができます。
- 災害用伝言板は、文字情報による伝言の登録と確認ができます。各携帯会社のトップページから「災害用伝言版」を選択してメッセージを登録・確認してください。
インターネットに接続できる携帯電話、PHS、スマートフォンから利用できます。

【日ごろから準備しておきたいこと】

- 携帯ラジオや地図を持ち歩きましょう。
- 職場などにスニーカーや懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを用意しておきましょう。
- 事前に家族などと発災時の安否確認の方法や集合場所を話し合っておきましょう。
- 徒歩やバスにより帰宅経路の状況を確認しておきましょう。

【徒歩帰宅者支援の取り組み】

千葉県を含む九都県市では、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と徒歩帰宅支援に関する協定を締結しています。

これらの店舗では、災害発生時に水道水やトイレの提供のほか、道路交通情報などを可能な範囲で提供して頂けます。

こうした店舗には、「災害時帰宅支援ステーションステッカー」が掲示されていますので、日頃から帰宅経路の店舗の場所を確認しておくことで安心です。

職業安定法の改正について

職業安定法が改正され、平成30年1月1日より施行されました。労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。概要は、以下のとおりです。

1. 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結時までの間、下記のような労働条件を明示することが必要です。

時 点	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件（詳細は次ページ）を明示することが必要です。 ○ 求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には、「詳細は面談の時に伝えします」など書いた上で、労働条件の一部を別途明示することも可能です。 ○ この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。（職業安定法改正により新設されました） ○ 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です。
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要です。（明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。） http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/

2. 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

記載が必要な項目	記載例
◎業務内容	一般事務
◎契約期間	期間の定めなし
◎試用期間	試用期間あり（3か月）★
◎就業場所	本社（●県●市●一●） 又は △支社（△県△市△一△）
◎就業時間 ◎休憩時間 ◎休日 ◎時間外労働	9:00～18:00 12:00～13:00 土日、祝日 あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 （例）「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなされます。」★
◎賃金	月給 20万円（ただし、試用期間中は月給19万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 ① 基本給 ××円（②の手当を除く額） ② □□手当（時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給） ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
◎加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
◎募集者の氏名又は名称 （○派遣労働者として雇用する場合）	○○株式会社★ 雇用形態：派遣労働者★

★ 今回の改正により追加等された事項

3. 労働条件明示に当たって遵守すべき事項

労働条件を明示にするに当たっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要です。

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 明示する労働条件は、虚偽又は誇大な内容としてはなりません。
- 有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければなりません。
- 労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するよう配慮が必要です。
- 労働条件は、職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮が必要です。
- 明示する労働条件が変更される可能性がある場合はその旨を明示し、実際に変更された場合は速やかに知らせるよう、配慮が必要です。

4. 変更明示の方法等について

以下の①～④のような場合に、変更明示が必要となります。

①	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合
	例) 当初：基本給30万円／月 ⇒ 基本給28万円／月
②	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合
	例) 当初：基本給25万円～30万円／月 ⇒ 基本給28万円／月
③	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合
	例) 当初：基本給25万円／月、営業手当3万円／月 ⇒ 基本給25万円／月
④	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合
	例) 当初：基本給25万円／月 ⇒ 基本給25万円／月、営業手当3万円／月

変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。
以下の①の方法が望ましいですが、②の方法などにより適切に明示することも可能です。

①	当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法
②	労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法。

- !**
- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であることから、変更を行うことは不適切です。また、原則として、内定までに、学校卒業見込者等に対しては職業安定法に基づく労働条件明示を書面により行わなければなりません。
 - 変更明示が適切に行われていない場合や、当初の明示が不適切だった場合（虚偽の内容や、明示が不十分な場合）は、行政による指導監督（行政指導や改善命令、勧告、企業名公表）や罰則等の対象となる場合があります。
 - 変更明示が行われたとしても、当初の明示が不適切であった場合には、行政指導や罰則等の対象となることには変わりありません。

変更明示に当たっては、その他にも以下のような点に留意が必要です。

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、労働条件等が確定した後、可能な限り速やかに変更明示をしなければなりません。
- 変更明示を受けた求職者から、変更した理由について質問をされた場合には、適切に説明を行うことが必要です。
- 当初明示した労働条件の変更を行った場合には、継続して募集中の求人票や募集要項等についても修正が必要となる場合がありますので、その内容を検証した上で、必要に応じ修正等を行うことが必要です。

ご不明な点がございましたら、千葉労働局 需給調整事業課（TEL：043-221-5500）までお問い合わせください。

千葉県最低賃金一覧表

千葉労働局

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発 効 年 月 日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	868	29.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	889	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	鉄 鋼 業	938	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	902	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行う かす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスキ ングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め 又はレッテルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ず る軽易な業務
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業 (電球・電気照明器具製造 業、電気計測器製造業及び これらの産業において管 理、補助的経済活動を行う 事業所を除く。)	906	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操 作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工 業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴 あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別 の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理 化学機械器具製造業、医療 用機械器具・医療用品製造 業、光学機械器具・レンズ 製造業、時計・同部分品製 造業、眼鏡製造業	887	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又 は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を 用いて行うかえり取り、バリ取り、かしめ、組線、巻線、取付け の業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各 種の商品を小売する事業 所で、その事業所の性格 上いずれが主たる販売商 品であるかが判別できな い事業所)	*868	29.10.1	*各種商品小売業の特定最低賃金(848円)は、平成29年度改正され なかったため、この額を上回る「千葉県最低賃金(868円)」が適用さ れます。
	自動車(新車)小売業	900	29.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎ 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時的賃金は除外します。

◎ お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ
24時間テレホンサービス

<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
TEL 043-221-4700